（火薬類の運搬に関する内閣府令の一部改正）

第三条　火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和三十五年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
別記様式第一（第２条関係） 火薬類運搬届 ※整理番号 ※受理年月日 届出日　年　月　日 公安委員会殿 届出者氏名 荷送人　住所／氏名 火薬類の種類及び数量　種類／数量 運搬方法　区間／運搬具　種類／台数 運搬期間　年　月　日から　年　月　日まで 出発地 到達地 荷受人　住所／氏名 摘要	別記様式第一（第２条関係） 火薬類運搬届 ※整理番号 ※受理年月日 届出日　年　月　日 公安委員会殿 届出者氏名　㊞ 荷送人　住所／氏名 火薬類の種類及び数量　種類／数量 運搬方法　区間／運搬具　種類／台数 運搬期間　年　月　日から　年　月　日まで 出発地 到達地 荷受人　住所／氏名 摘要
備　考 １　※印欄は、記入しないこと。 ［削る。］ ２　火薬類の数量欄には、種類ごとの数量を記入すること。 ３　運搬方法欄中、区間欄には車両、船舶、鉄道等の区分による出発地、到達地を各別に記入し、運搬具の種類欄には区間ごとに使用する運搬具を記入すること。また、台数欄には、往復運搬する場合は延べ台数を記入し、２台以上連行して運搬する場合は、その旨括弧書すること。 ４　荷送人又は荷受人の住所及び氏名欄には、荷送人又は荷受人が法人又は団体であるときは、運搬する火薬類の発送又は到達に係る事務所の所在地及び名称を記入すること。	備　考 １　※印欄は、記入しないこと。 ２　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 ３　火薬類の数量欄には、種類ごとの数量を記入すること。 ４　運搬方法欄中、区間欄には車両、船舶、鉄道等の区分による出発地、到達地を各別に記入し、運搬具の種類欄には区間ごとに使用する運搬具を記入すること。また、台数欄には、往復運搬する場合は延べ台数を記入し、２台以上連行して運搬する場合は、その旨かつこ書すること。 ５　荷送人又は荷受人の住所及び氏名欄には、荷送人又は荷受人が法人又は団体であるときは、運搬する火薬類の発送又は到達に係る事務所の所在地及び名称を記入すること。